

「じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」

参 考 資 料

1 経緯

結晶質シリカ（じん肺の主たる原因物質）に発がん性ありとの学会等による見解を踏まえ、厚生労働省では、平成13年7月に「肺がんを併発するじん肺有所見者の健康管理等に関する検討会」を設置し検討してきたところであるが、平成14年8月に、

- ① 結晶質シリカそのものの発がん性を示す知見は得られなかったが、じん肺有所見者に肺がんリスクの上昇が認められるため、じん肺と原発性肺がんは医学的関連性を有しており、原発性肺がんをじん肺の合併症とすること
- ② じん肺有所見者に胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診を年1回行うこと等を内容とする提言を得たところである。

この提言を踏まえ、肺がんの早期発見による重篤な健康障害の予防・軽減等、じん肺有所見者の健康管理を行うため、じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正することとする。

2 改正内容

(1) じん肺法施行規則の一部改正

- ① じん肺の合併症として「原発性肺がん」を追加すること。
- ② 事業者は、常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2の労働者について、年1回事業者が定期に行う一般健康診断において肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき以外のときは、定期外のじん肺健康診断（肺がんに関する検査）を行うこととすること。

(2) 労働安全衛生規則の一部改正

健康管理手帳の交付対象者のうち粉じん作業に係る業務に従事していた者については、現在、じん肺管理区分が管理3であることを要件としているところであるが、この要件をじん肺管理区分が管理2又は管理3であることとすること。

3 施行期日

平成15年4月1日。ただし、2(2)については、公布日。



基発第1111001号

平成14年11月11日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについては、平成14年3月27日付け基発第0327005号により指示していたところであるが、今般、「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」における検討結果を踏まえ、これを下記のとおり改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏のないよう万全を期されたい。

また、今後、じん肺法施行規則の改正が予定されていることから、当該規則改正以後における事務処理上の取扱いについては、追って指示する予定である。

なお、本通達の施行に伴い、平成14年3月27日付け基発第0327005号は廃止する。

記

- 1 じん肺法第4条第2項に掲げるじん肺管理区分（以下「じん肺管理区分」という。）が管理2、管理3又は管理4と決定された者（石綿肺の所見がある者を除く。）に発生した原発性の肺がん（以下「肺がん」という。）については、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱うこと。

2 じん肺管理区分が管理1と決定された者又はじん肺管理区分の決定を受けていない者に係る労災保険請求があった場合は、肺がんの症状確認日（医師による診断確認日）以前のエックス線写真を用いて、じん肺法第15条第1項の規定によるじん肺管理区分決定申請（以下「随時申請」という。）を行うよう指導し、当該随時申請によるじん肺管理区分の決定を待って事務処理を行うこと。

なお、この場合において、労働者が死亡し、又は重篤な疾病にかかっている等のため、随時申請を行うことが不可能又は困難であると認められるときは、地方じん肺診査医に対し、当該労働者のじん肺の進展度及び病態に関する総合的な判断を求め、その結果に基づき肺がんの症状確認日以前のじん肺管理区分が管理2、管理3又は管理4に相当すると認められる者については上記1と同様に取り扱って差し支えないこと。



基勞補発第1111001号

平成14年11月11日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(公印省略)

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いに関する
留意事項等について

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについては、平成14年11月11日付け基発第1111001号（以下「局長通達」という。）をもって改正されたところであるが、この取扱いに当たっては、下記の事項に留意の上、その円滑な運用を図るよう配意されたい。

なお、平成14年3月27日付け基勞補発第0327001号は廃止する。

記

1 改正の趣旨

じん肺有所見者に発生した原発性の肺がん（以下「肺がん」という。）にかかる業務上外の認定については、医療実践上の不利益の観点から、平成14年3月27日付け基発第0327005号に基づく取扱いを行ってきたところである。

今般、じん肺と肺がんの因果関係の検証、肺がん検査を含めたじん肺健康診断の在り方等について検討を行ってきた「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」の結論として、じん肺と肺がんは医学的関連性を有してい

るといえるとの報告書が取りまとめられたことから労災補償に関しても、この報告書の新しい知見を踏まえ、じん肺有所見者に発生した肺がんの取扱いを改正したものである。

2 留意事項

- (1) 肺がん発症から相当期間が経過した者から労災保険請求があった場合には、業務上外の判断に当たっては肺がんの症状確認日以前のじん肺管理区分の状況を認定要件としているが、じん肺法第15条第1項によるじん肺管理区分の決定の申請（以下「随時申請」という。）は現時点のじん肺管理区分の状況を決定するものであることから、随時申請により業務上外を決定することは適当でないことから局長通達の記の2なお書きにより取り扱うこと。
- (2) エックス線写真、肺機能検査結果、胸部臨床所見等から、じん肺の進展度及び病態を総合的に判断しても、なお、肺がんの症状確認日以前のじん肺管理区分の判断が著しく困難な事案については、本省補償課と協議すること。
- (3) 局長通達において石綿肺の所見がある者を除くとしているのは、石綿肺の所見がある者に発生した肺がんについては、従来から労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上疾病として取り扱っているところであり、今回の局長通達によりその取扱いの変更はないものであること。

【関係法令】

労働基準法（抄）

第八章 災害補償

（療養補償）

第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

労働基準法施行規則（抄）

第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。

別表第一の二（第三十五条関係）

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）に規定するじん肺と合併した

じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条各号に掲げる疾病

九 その他業務に起因することの明らかな疾病

じん肺法（抄）

（療養）

第二十三条 じん肺管理区分が管理四と決定された者及び合併症にかかっていると認められる者は、療養を要するものとする。

じん肺法施行規則

（合併症）

第一条 じん肺法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の合併症は、じん肺管理区分が管理二又は管理三と決定された者に係るじん肺と合併した次に掲げる疾病とする。

- 一 肺結核
- 二 結核性胸膜炎
- 三 続発性気管支炎
- 四 続発性気管支拡張症
- 五 続発性気胸